

つくば市政に道理を通す

五十嵐市長をリコールする理由（案）

五十嵐市長リコール住民投票の会

代表 酒井泉

1. 五十嵐市長の功績

（五十嵐氏の功績は正当に評価し、しっかりと受け継いで、さらに前進させる。）

- ・ 情報公開が進み、市役所の資料が出てくるようになった。
- ・ 市民参加が進み、審議会、懇談会などに公募によって市民が参加できるようになった。
- ・ 子育て支援などで、市の裁量権が目立たなくなった。
- ・ 議会への説明にスピード感が出て来た。
- ・ 行政側の姿勢が改善し、議員の声が届くようになった。
- ・ 民間保育所の保育士さんへ月額 3 万円の給与補助を行い、民間保育所の経営と保育内容が改善し待機児童数が減少した。
- ・ 子育て支援に予算を付けている。
- ・ 市原市長時代に改革した一般競争入札をさらに進めて、談合が出来にくい制度にした。
- ・ コロナ対応が適切であった。
- ・ 人口増に対応した学校建設を進めている。

2. 五十嵐市長の資質を問う五つの疑問

疑問 1. つくば市最大のまとまった公共用地である高エネ研南側用地（46 ヘクタール）について、「1 事業者への一括売却」をなぜ急ぐのか？

- ・ つくば市は、平成 26 年に総合運動公園用地として 66 億円で UR 都市機構から購入した。
- ・ 総合運動公園が白紙撤回されたために、66 億円の土地購入資金の財政負担が問題となっている。
- ・ 五十嵐市長は総合運動公園に反対し、UR に返還交渉をすることを公約して市長になった。
- ・ しかし、UR との交渉内容は未だに明らかにされていない。
- ・ 公約した UR との交渉をやらずに（内容を明らかにせずに）、1 事業者へ一括転売するのは公約に違反する。
- ・ 高エネ研南側用地は東大通りと西大通りが交差し、市の象徴である筑波山に向かう要（かなめ）の位置にあり、つくば市の顔となる重要な場所である。
- ・ 高エネ研南側用地は、「未利用地」ではなく「未来用地」である。
- ・ 将来のつくば市の公共施設用地として、また新しい研究分野の研究施設用地として、重要かつ貴重な用地である。
- ・ 「市民のための利用案を購入業者に提案させる」として、市としての具体的な利用案も無く、1 事業者へ一括転売するのは極めて不自然で不可解である。
- ・ 五十嵐市長の発言によれば、物流基地、データセンターなどが候補らしいが、いずれも周辺の市街地に賑わいをもたらすものではない。

疑問2. 中心市街地のリニューアル計画は誰のためか？

(「住民監査請求」を経て「住民訴訟中」)

- ・市が所有するセンタービルの床面積 5000 m²の半分の 2500 m²を、市長の知人が出資する「まちなかデザイン株式会社」に格安の地代で貸して、市民に対して排他的な利用である貸事務所を経営しようとしている。
- ・「中心市街地の活性化は周辺地区にもよい影響をもたらす」などと言って、センタービルに 10 億円もおカネをつぎ込んでいるのに、周辺部の市街地には 100 分の 1 の 1 千万円しか出さず、しかも互いに競争させて、下位を切り捨てるという不遜さ。
- ・センタービルの 5000 m²の公共スペースが半分の 2500 m²に減るのは、竹園・吾妻の住民にとって大きな不利益となる。
- ・「つくばまちなかデザイン株式会社」が、市の所有する公共の床面積の半分以上を 2 億円もかけて貸事務所に改修して自分で商売をすることは、中心市街地に参入する他の事業者に対してフェアではない。中心市街地全体の経営を担う「まちづくり会社」は自分で商売をしてはならない。
- ・つくばまちなかデザイン株式会社の出資者は、センタービルの運営に大きな権限を持つことになる。出資者はどの様なプロセスで選ばれたのか？

疑問3. 権力を持った市長が、市長を批判した市民を裁判に訴えてもよいのか？

- ・この訴訟は、自分に対して批判的な市民を威嚇する目的として行われた「恫喝訴訟」である。
- ・五十嵐市長は、民主主義、言論の自由を、どの様に考えているのか。
- ・日本国憲法は言論の自由を保障し、法律や裁判所は言論の自由を守るために構成されているのであって、「法律、裁判所の判断は受け入れるしかない」(五十嵐市長の facebook より) という反省のない態度は、極めて由々しき問題である。
- ・民主主義の基本は、「情報の共有」・「対等な議論」・「少数意見の尊重」である。

疑問4. 平成 28 年から令和 2 年までの五十嵐市長への多額の政治献金は何を意味するか？(この 5 年間の献金の総額は 1 億 617 万 8644 円にもなる)

①公開されている五十嵐市長の政治資金

平成 28 年度 4397 万 5797 円、平成 29 年度 1086 万 6797 円、平成 30 年度 1041 万 5057 円、令和 1 年度 1440 万 6866 円、令和 2 年度 2651 万 4127 円

- ・寄付者の内訳は、茨城県選挙管理委員会の「政治資金収支報告書の公表」に公開されている。(平成 29 年度以前の記録は保存データあり)

疑問5. 五十嵐市長が辞退した 2000 万円の退職金はどこへ消えた？

市の財政(市民)には還元されず、他の市町村の退職金に流用されている。

- ・住民監査請求を経て、現在住民訴訟中である。
- ・市長の任期の最終月の給与を 1 円にする条例で、退職金を 2000 万円から 22 円に減額しても、制度上つくば市民に還元されないことを五十嵐市長は知っていた。しかし、そのことを市民には言わず、「退職金は辞退します」と宣伝して、市長選挙に利用した。

・何も知らないつくば市民は、五十嵐市長が辞退した 2000 万円の退職金は当然市の財政に返金されるものと思い、五十嵐市長を熱狂的に支持してしまった。

3. リコール後の対策と責任

・疑問 1～疑問 5 の問題を制度的に解決する。

・つくば市役所を改革し、市民のために役に立つ市役所にする。

・つくば市民は市職員に頭を下げて、「市職員がその気にならないと仕事をやらしてもらえない」と言うのが現状である。

・つくば市役所が組織として機能しないのは、「2重管理職体制」と「タテ割りの身分制」に原因がある。

対策 1. 管理職の数を半分に減らして縦割りの身分制を廃止し、意思決定のできる組織に改編する。

現状は、係員→（主任・係長）→（課長補佐・課長）→（次長・部長）→市長

改革後は、民間企業や他の自治体の管理職体制と同様に、

係員→係長→課長→部長→市長

対策 2. 民主主義の基本は「情報の共有」・「対等な議論」・「少数意見の尊重」である。市民が市職員と対等に議論できる市役所に改革する。

対策 3. 「常設型住民投票の条例」を制定し、重要案件について市民のチェック機能を可能にする。

対策 4. 市役所は市民を統治し管理する組織ではなく、市民の互助組織であることを徹底する。